

エネルギー通信第31号

株式会社デベロップ
電話(047)320-0119
www.dvlp.jp
監修
第三種電気主任技術者

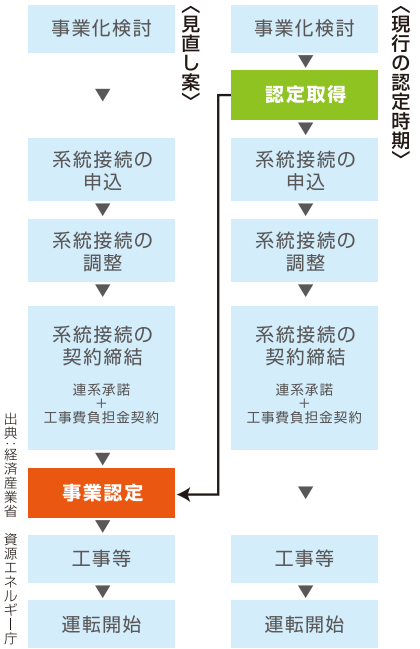
弊社太陽光発電O&Mをご利用いただき誠にありがとうございます。
今回は、来年平成29年4月1日に施工される改正FIT(固定価格買取)法についてみておきます。

改正のポイント

1. 認定制度の変更
2. 買取価格決定方式の変更
3. 買取り会社の変更
4. 賦課金減免制度の変更
5. 安全性の確保
6. 公平・効率的な出力制御

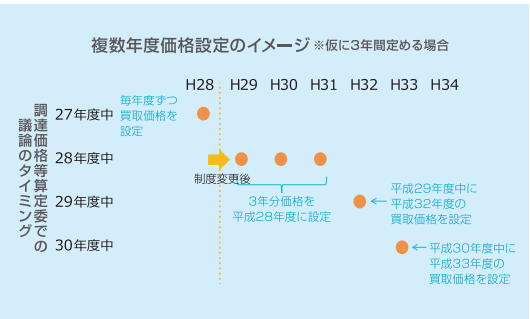
1. 認定制度の変更

改正FIT法の施行日(平成29年4月1日)までに電力会社と接続契約を締結していない場合、原則として現在のFIT法に基づき認定が失効することになります。



2. 買取価格決定方式の変更

現行法では、買取価格を毎年度決定することとされていますが、風力・地熱・水力・バイオマスのようにリードタイムが長い電源を念頭に置き、改正法案では数年先の認定案件の買取価格を予め決定することが出来る仕組みとなります。なお、事業用太陽光は変更なく、毎年決定されます。



3. 買取り会社の変更

改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降、新たに買取契約を締結する場合、FIT電気は送配電事業者が買い取ることとなります。なお、施行日以前の買取契約については、引き続き小売電気事業者が買い取ることとなります。

4. 賦課金減免制度の変更

① 電力多消費事業の省エネの取組を確保するとともに、国際競争力強化等の制度趣旨の徹底が図られます。
② 省エネの取組状況等に応じた減免率(現在は一律8割)の設定が可能になります。

5. 安全性の確保

① 500V~2000kV設備の設置者に対しても、技術基準適合性確認が義務づけられます
② 架台、基礎の設計例等具体的な標準仕様が明確化されます
③ 事故報告の規制が拡大・強化されます。
【運転開始後】

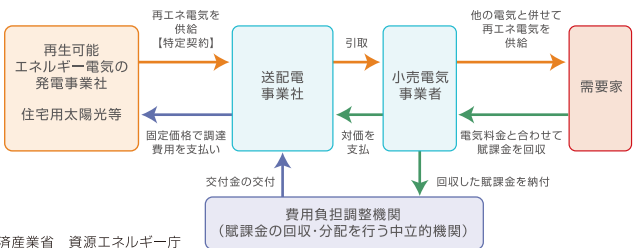
6. 公平・効率的な出力制御

出力制御については、「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」や、「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保が必要である等の指摘がなされています。こうした原則に則った形で、出力制御の公平性確保に関するルールを整備をし、送配電事業者が適切に出力制御の運用を行うよう求めていくようです。

発電実施中案件への措置

改正法施行予定日(平成29年4月1日)において、既に接続契約締結済み(発電開始済みを含む)の案件につきましては、**新認定制度による認定を受けたものとみなされます。**
このような「みなし認定」案件については、新法に基づき認定を受けた場合と同様に、みなし認定に移行した時点から**6ヶ月以内**に事業計画に関する書類の提出義務が生じます。この事業計画につきましては、現在資源エネルギー庁でガイドラインを策定中です。また、発電実施中案件の点検・保守の義務化や、事業終了後の設備撤去等の遵守を求める動きがあります。

弊社では、安定した発電事業の為の設備維持管理はもちろんのこと、コンプライアンスも重視しております。今後も関係法令の情報収集を密にし、いち早く情報をお届けします。



出典: 経済産業省 資源エネルギー庁